

高野

労務甲第七三一號

大正十一年十一月十四日

警視總監 赤池

環

内務大臣 水野錬太郎 殿
 京都大阪神奈川兵庫
 千葉各府縣知事 殿
 司法省刑事局長 殿
 東京控訴院檢察長 殿
 東京地方裁判所檢察正 殿

株式会社大島製鋼所争議解決
 二 関スル件 (第十九報)

ておられたる者か、我々にはあり申す努力を以て罷工團に對して慰後せねばならぬ、それが急務だ、我々はこの際罷工團に對する後顧の愁たからすためにその家族に對する援助を實行せねばならぬ
 同じ労働者だ……苦しみも同じだ
 我々は先づ物質的援助を以つてその家族を慰安することが急務と思ふ、この事情を酌量して所賛同あらん事を希ふ

東京市外大島所三三一(仮本部)

機械労働者組合聯合會

電話所六八〇六番労働會館内

家族諸君に告ぐ
 此度罷工團の家族諸君の相談部を大島労働會館に設けました政慮なく御相談に御出下さい